

信綱會会則

第一章 総則

(名称)

第1条 本会は、信綱會と称する。

(発足の趣旨)

第2条 本会は、川越市旭町三丁目（以下「旭町三丁目」という。）において川越氷川祭の山車行事（以下「川越祭」という。）を楽しむために集まった有志の会である。

(事務所)

第3条 本会の事務所は、会長宅に置く。

第二章 目的及び事業

(目的)

第4条 本会は、川越祭実施に当たり旭町三丁目『信綱の山車』の安全な運行及び保全を行い、川越祭を通じ会員相互の親睦を図ることを目的とする。また、川越祭の伝統文化を永劫にわたり継承する為に、世代間の交流促進及び青少年の健全な育成を通じて、川越祭の奨励、後進育成を行い、ひいては旭町三丁目の発展に寄与するよう活動する。

(事業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 川越祭に関する企画、計画、実施及び安全運行の指導
- (2) 旭町三丁目の自治会、子供会育成会、その他の各部会及び地域住民等との交流
- (3) 他町内との連携・連絡・調整
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事項

第三章 会員

(会員の資格)

第6条 会員は旭町三丁目地縁者のうち、前章の目的及び事業に賛同する任意の者を対象とし、入会の申し入れがあった場合、理事会にて協議の上、満場一致をもって入会を認める。

(入会)

第7条 本会に入会する者は定められた会費を納入する。

(除名)

第8条 会員の除名については公序良俗に照らし、著しくそれを逸脱した者を理事会の決議で行う。

(脱会)

第9条 会員の脱会は、次の場合とする。

- (1) 本人の申し出があったとき
 - (2) 死亡したとき
 - (3) 会費納入なき場合
- 2 脱会の自由は妨げないが、納入した会費は理由の如何を問わず返還しない。

第四章 役員

(役員)

第10条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長2名
- (3) 事務長1名
- (4) 会計長1名
- (5) 監事2名
- (6) 理事複数名

(選任)

第11条 会長以下全ての役員は会員の互選により総会で選出する。

2 会長は、総会を待たずに理事を選任出来ることとする。

(任務)

第12条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表して会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長に事故ある時は、その職務を代行する。
- (3) 事務長は、本会の事務を執行する。
- (4) 会計長は、本会の出納経理財務を執行する。
- (5) 監事は、会計を監査する。
- (6) 理事は、会長の命を受け会務を執行する。

(任期)

第13条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 役員の仕事は1年とする。但し、再任は妨げない。
- (2) 補欠による役員の仕事は、前任者の残任期間とする。
- (3) 役員が不適任であると判断される場合、任期中でも理事会で3/4以上の賛成をもって、解任することができる。

第五章 組織

(顧問及び相談役)

第14条 本会に理事会の決議を経て、当該年度内に限り顧問及び相談役を置くことができることとする。

2 会長は、顧問及び相談役を会議に招集し諮問することが出来ることとする。なお、顧問は、旭町三丁目自治会長とする。

(委員会)

第15条 会長は、本会に各種の委員会を設置できることとする。

2 委員長、副委員長及び委員は月例会にて選任し、委員会間の兼務を可能とする。

第六章 会議

(会議の構成)

第16条 本会の会議の構成は次のとおりとする。

- (1) 総会は、本会会員総てで構成する。

- (2) 月例会は、本会会員総てで構成する。
- (3) 理事会は、役員で構成する。
- (4) 委員会は、役員及び委員で構成する。
- (5) 拡大全体会は、本会会員総てで構成する。また、関係する外部機関の代表等も招集できるところとする。

(招集)

第 17 条 会議の招集は次のとおりとする。

- (1) 総会は、会長が招集し、毎年 4 月に開催する。
- (2) 月例会は、会長が招集し、原則毎月一回程度開催する。
- (3) 理事会は、会長が必要に応じて招集する。
- (4) 委員会は、会長が必要に応じて招集する。
- (5) 拡大全体会は、理事会にて必要と判断された場合、会長が招集する。

(決議事項)

第 18 条 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 活動計画、活動報告の承認
 - (2) 予算、決算の承認
 - (3) その他の重要な事項
- 2 月例会は、次の事項を決議する。
- (1) 事業の審議及び承認
 - (2) 経費出動の承認
 - (3) 委員長、副委員長及び委員の選任
 - (4) 会則の変更
 - (5) その他
- 3 理事会は、次の事項を決議する。
- (1) 月例会に付議すべき事項
 - (2) 入会申し入れ者の許否
 - (3) 会員の除名
 - (4) 役員の解任
 - (5) 顧問及び相談役の選定
 - (6) 拡大全体会の開催
- 4 委員会は、次の事項を決議する。
- (1) 月例会、または理事会に付議すべき事項
- (定足数)

第 19 条 理事会は、会長を含む役員 9 名以上の出席をもって成立する。

(議決)

第 20 条 各種会議の議決は、特に定める条項を除き出席者の過半数の賛成で成立とする。

(議事録)

第 21 条 事務長は、月例会の議事録を作成し会員に周知する。

第七章 会計

(資産)

第 22 条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 補助金
- (3) 寄付金
- (4) その他収入

(会費)

第 23 条 本会の会費は年額 5,000 円とし、会員は当事業年度分の会費を当年 4 月末日までに遅滞無く納入する。

(資産の管理)

第 24 条 本会の資産は会長が管理し、一般会計と特別会計を設けることができることとする。

(経費の支払)

第 25 条 川越祭の執行及び山車改修繕費、什器備品購入等の経費出動には月例会の承認を得て、これを決定する。

(会計帳簿)

第 26 条 本会の収入及び支出を明らかにするために、会計帳簿を作成する。また、会員は随時開示請求できることとする。

(予算及び決算)

第 27 条 本会の予算は、会計年度内におけるすべての収入及び支出の予定を計上し、総会の決議により定める。

2 決算収支は、毎会計年度終了後速やかに作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第 28 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。

第八章 解散

(解散)

第 29 条 本会の解散は総会の満場一致で決議する。

(清算)

第 30 条 本会解散に伴う清算については、総会で決議する。

第九章 雑則

(細則)

第 31 条 本会の会則執行上必要な細則は理事会が定める。

附則

本会則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

本会則は、平成 30 年 4 月 1 日から改訂する。